

令和元年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月11日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第22

一般質問

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副町長	原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	堀嶋英俊君	税務課長	荒井正教君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	高橋静江君

子育て支援課長	河 本 伸 二 君	農政林務課長	広瀬 淳 次 君
建設課長	井 上 隆 広 君	商工観光課長	小 棕 将 秀 君
生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君	丸瀬布総合支所長	会 津 靖 朗 君
白滝総合支所長	鴻 上 栄 治 君	会計管理者	伯 谷 和 昭 君
教育部長	大 貫 雅 英 君	総務課長	村 上 裕 和 君
企画課主幹	中 原 誉 君	保健福祉課参事	深 澤 万喜子 君
商工観光課主幹	細 川 伸 之 君	監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君
選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君	農業委員会事務局長	広瀬 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地 隆 君	事務局係長	小玉 美紀子 君
事務局主幹	岩井 誠志 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、高橋議員、黒坂議員を指名します。

◎日程第22 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第22 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、前島議員。

○10番（前島英樹君） 一登壇一

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

営農飲雑用水の整備について。

本町の酪農家は従来、浅層地下水もしくは沢水を利用し、家畜飼養水を確保していましたが、経営規模が拡大し乳牛の飼育頭数の増加に伴い、水不足が生じています。

特に最近は、気候によっては7、8月と11月から2月の渇水期に激増している状況でございます。

水不足は、酪農経営の安定と規模拡大への阻害要因となっており、安定した水量と水質が求められているところです。

豊里地区においては、営農飲雑用水の整備が計画されておりますが、ほかの地区の整備計画についてどのようにお考えになられているのかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

前島議員の営農飲雑用水についての御質問にお答えをいたします。

農業の中でも、特に酪農は本町の1次産業において大きなウエイトを占めているところであります。昨今、農家戸数は減少する中、乳牛の飼養頭数はおおむね横ばいであり、一経営体当たりの飼養頭数は増加している傾向にあります。

そのような中、営農飲雑用水の確保は、地下水や沢水を利用した自給により対応しているところでありますが、近年、一部の農家においては、少雨、少ない雨や自然災害など環境要因によると思われる水不足が深刻なものとなっており、酪農経営における営農用水の

枯渇は規模拡大にとどまらず、経営の継続、継承にも大きな影響を与えるものと受けとめております。

そのことから、豊里地区においては、かねてより地域住民の方々からの要望により水道事業の認可区域としたことから、本年度より国の農地耕作条件改善事業を活用した営農飲雑用水整備事業に着手をいたしました。

水源につきましては、安定した水量と水質が求められることから、水道事業の水源を活用し、町水道を延伸する延長3,200メートルの管の敷設を行うもので、令和3年度完成の予定であります。

議員御質問のほかの地区的整備計画についてであります。若咲内地区におきましては従来から断続的な水不足に見舞われており、地域の強い要望がありますことから、同じく国の事業を活用し、丸瀬布地域の町水道を若咲内地区に延伸する事業の実施を検討しているところであります。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、前島議員の質問を終わります。

通告2番、渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 一登壇ー

通告書に従いまして、私のほうからは2点、一般質問させていただきます。

1、小規模企業者への支援策について。

令和元年6月に、政府は小規模企業振興基本計画（第2期）を閣議決定し、フリーランスの台頭や事業継承の本格化により、小規模企業者への支援策を打ち出す方針を決定しました。

また、同年7月16日から中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律、いわゆる中小企業強靱化法が施行され、国は中小企業や小規模事業者への支援を推進しようとしています。

このような中で、オホーツク管内18自治体のうち、中小企業の振興のための中小企業振興基本条例や小規模企業振興基本条例を制定している自治体は9自治体存在しています。

遠軽町では、平成17年に遠軽町商工業振興条例を制定しておりますが、この条例内には中小企業者の明記はありますが、小規模企業者に関する明記はありません。

そこで、次の2点について町長の考えを伺います。

（1）町内の小規模企業者の振興のため、遠軽町小規模企業振興基本条例を制定する考えは。

（2）小規模企業者に対し、町独自の支援策を講じる考えは。

2番目、コンパクトシティの進捗状況について。

平成27年に公表された第2次遠軽町総合計画の施策の一つに、コンパクトシティの構築があります。平成30年度の町民アンケートの結果を見ても、重要度は高いが満足度が

低く、アンケートの結果を見てもコンパクトシティの構築の展開がよく見えないなどの意見が出されておりました。

国土交通省では、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというコンパクトシティと交通ネットワークの再構築をあわせた概念が提示され、コンパクトシティ化により行政コストを削減しつつ、一極集中という方法だけではなく多極型の都市構造も提案しています。

来年度から第2次遠軽町総合計画の後期基本計画期間となり、現在総合計画の見直しを行っていると伺っております。

そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

(1) 総合計画に提示されたコンパクトシティの進捗状況と後期基本計画でのコンパクトシティの方向性は。

(2) 地域公共交通網形成計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを推進する考えは。

(3) 多極型の都市構造を維持するため、公共ネットワークの再構築を促し、公共交通のシームレス化を推進する考えは。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

それでは、渡部議員の小規模企業者への支援策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の小規模企業者の振興のため、遠軽町小規模企業振興基本条例を制定する考えはとの御質問ですが、本町では現在、遠軽町商工業振興条例、そして遠軽町中小企業融資条例、遠軽町企業振興促進条例などに基づき、小規模企業者を含む中小企業者に対し、必要となる資金の助成や融資による支援を行っております。現在、町では補助金等申請の受付について、中小企業者と小規模企業者とを区別せずに行っていることから、小規模企業者に限った支援件数は把握しておりませんが、遠軽町商工業振興条例に基づく支援制度の一つである店舗近代化助成制度においては、平成28年度から30年度までの助成件数が14件あり、そのうち9件、6割以上が個人事業者となっております。

こうしたことから、本町で講ずる中小企業支援施策は、小規模企業者にも活用されないと認識をしており、現在、新たに小規模企業者に特化した条例を制定する考えはありません。

次に、2点目の中規模企業者に対し、町独自の支援策を講じる考えはとの御質問ですが、本町では、町内で事業を行う中小企業者に対し町独自の支援策として、店舗近代化に対する助成制度、特産品の開発・改良に対する助成制度、運転資金や設備資金に対する融資制度などを講じております。こうした支援策は、小規模企業者も利用可能となっていることから、今後ともこうした支援策を通じて小規模企業者の育成振興、経済的地位の向上

を図ってまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティの進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の総合計画に示されたコンパクトシティの進捗状況についてですが、総合計画では各地域の市街地において、生活基盤の利便性を効率的に高め、地域の実情に沿つて都市機能の集約化に向けた取り組みを推進することが必要とされています。

本町の進捗状況といたしましては、コンパクトシティとしての数値目標があるものではないことから、明確にはお示しすることができませんが、現在のところ都市計画マスター プランに沿って市街地整備等を実施しているところであります。

次に、後期基本計画でのコンパクトシティの方向性についてですが、前期計画と同様、遠軽町都市計画マスター プランに基づくまちづくりの推進や、町民の意見を踏まえた市街地整備の推進などにより、引き続き、コンパクトシティの構築を進めていきたいと考えております。

2点目の地域公共交通網形成計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークを推進する考えがあるかについてであります、本町におきましては、1点目の御質問に回答しましたコンパクトシティの考え方とともに、総合計画に基づいたバス路線確保事業や町営バス運行事業などにより、地域住民の足として地域間におけるバス路線の維持確保に努めております。

今後におきましても、地域の状況の変化や利用客のニーズを把握しながら路線網のあり方について、交通事業者や関係機関とも十分協議しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の多極型の都市構造を維持するため、公共ネットワークの再構築を促し、公共交通のシームレス化を推進する考えがあるかについてですが、本町といたしましては、これまでシームレス化についてバスやハイヤーなど共通で利用できる高齢者のりもの助成券の交付や建設中の芸術文化交流プラザからJR遠軽駅への屋根付歩廊の設置を予定するなど、遠軽駅の交通結節点としての機能強化を計画しており、引き続き、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） まず、1点目の遠軽町小規模企業振興条例を制定する考えは今のところはないという答弁いただきましたけれども、他の市町村の制定状況を実際に内容を確認させていただいたのですけれども、例えば士幌町の例を言いますと、条例の小規模企業に対する振興の基本理念だけではなくて、商工会の役割、あと連携、また、金融機関との協力、そういったような小規模企業への振興のための方向性、基本理念というのが示されております。

ただ、遠軽町の商工業振興条例においては、主に助成金の条件が主体となっておりまして、先ほど私が言ったような商工会の連携とか金融機関との協力とか、そういう小規模

企業に対する理念というのが示されていないと考えております。

そこで、遠軽町の産業構成を見ますと、第3次産業が多くを占めている状況から、小規模企業者もかなり多いと思われるということから、やはりそういう理念というものを示すべきと考えておりますけれども、その点いかが考えておりますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小規模企業振興条例を制定することで理念を掲げるべき、示すべきとの御質問でございました。

小規模企業振興条例を制定するメリットといたしましては、条例で理念など掲げることにより、小規模企業を大事にする地域として町の姿勢を明示できると、こういったメリットが考えられるところでございます。本町では、既にさまざまな小規模企業者支援施策を講じておりますことから、具体的な制度を適切に運用することにより、小規模企業に対する町の姿勢等示してまいりたいと考えていますので、御理解お願いします。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 小規模企業の振興ということで、やっぱり町の条例とかを見ますと、中小企業の中に小規模企業者も含まれているので、中小企業の枠組みでやっていきたいというのが見えるのです、条例を見ると。ただ、国の方向性としては通告書にも書きましたけれども、小規模企業に特化した政策を今進めているのです。なので、私としても中小企業の枠組みというのは大事だと思うのです。ただ、小規模企業に特化した、そういう理念がほしいという一般質問だったのです。その点について、再度ちょっと考えを伺わせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中小企業の施策のみならず、小規模企業に特化した取り組みということでの御質問でございました。

本町におきましては、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、中小企業を対象とした制度を施策展開しておりますが、小規模企業に限ったものというのは用意していませんが、個人事業者等も活用されていると認識しております、今後とも店舗の近代化などに取り組む企業に対して企業の規模、中小企業か小規模企業かといった企業の規模を理由にして町が支援を断ることのないように、中小企業、小規模企業ともに支援してまいりたいと考えておりますので、御理解お願いします。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） ちょっと関係団体から結構話を聞くと、この質問をつくったきっかけになったのですけれども、助成金、先ほどおっしゃっていた店舗近代化とか、あと空き店舗活用事業、あと特産品等開発支援事業等々の助成金あるのはわかってはいるのですけれども、このような中でやっぱり条件が高過ぎて、なかなか小規模事業者にはなかなか

使いづらいのではないかというような話も伺っておりました。

そんな中で（2）の小規模企業者に対し、町独自の支援策を講じる考えはというほうにもう移ってしまうのですけれども、そのような中でなるべく小規模企業者にもっと使いやすい制度設計というのも考えていただきたいなというのがまず一つの言いたいことであります。

一応、その助成金の利用、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、例えば店舗近代化では14件ありますと6割以上で小規模と、ちょっと私も済みません、勉強不足で意外と使われているのだなとは思ってはいたのですが、また、助成金の利用の状況も伺いましたけれども、毎年予算計上よりも多く申請が上がっていて、その都度補正で対応しているという状況も伺っています。ただ、そういった中で、例えば上限を引き下げるによつてもっと申請が来て、より使いやすくなつたけれども実際に本当に使われるべきところに行かないというのも問題だと思いますので、何がベストかというのも正直私も判断が難しいところではあるのですけれども、いろいろそういった私が伺った中での要望というかそういうことも考えながらなるべく小規模企業者が使いやすい仕組みというのも講じていただきたいなと思うのですけれども、その点についていかが考えているでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小規模企業にとって使いやすい制度設計について講じてはどうかといった御質問でございました。

本町で講じております各支援制度の利用状況ですとかニーズを把握した中で、利用が少ないと考えられる制度につきましては支援状況の緩和ですか支援制度の廃止ですか、そういうことについて制度の見直しについても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解お願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 支援の見直しについては、今、小椋課長答弁したとおりで、見直しは常に検討しております。

議員、先ほど関係団体というお話をされましたけれども、恐らく商工会ですか商工会議所だと思いますけれども、私ども懇談会やつたりよつちゅう顔合わせて意見交換をしております。その中で、先ほど課長もいろいろ説明しましたけれども、いろいろな制度の見直しをもしているのです、融資制度の枠をふやしたり。ですから、そういう意味で今のところちょっと私のほうとしては問題点が、関係団体のほうというちょっと僕も後で確認しなければいけないと思いますけれども、そういうことはないというふうに認識をしております。

それともう一つ、理念条例の御質問も実はあって、これは課長のほうでは最終的な答えというのは、もう既に日本は戦後いろいろな法体系整備されております。かくかく確かにいろいろな理念条例、はやりとは言いませんけれども出てきておりますけれども、これは

私の政治スタンスの問題ですけれども、やはり実質、例えば中小企業の今のお話でも小規模のことでもやっているわけです。その中で、やはり基本的に法令だとか条例はないほうが僕はいい世の中だと思っていますので、別に今の中でクリアできるものはそれでいいのではないのかなというような、これは私の政治スタンスでありますので、そのことを御答弁申し上げておきます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、2点目のコンパクトシティの進捗状況についてに移らせていただきたいと思います。

まず、1点目の総合計画に提示されたコンパクトシティの進捗状況について、数値目標として示せるものはないといった回答だったと認識しているのですけれども、例えば、他の自治体の数値目標を示しているものはないかどうかちょっと見ましたら、市街化区域の人口密度等、実際に数値目標で示しているものもあると伺っております。このような例を踏まえまして、数字で示すことで町民アンケートのような展開がよく見えないとか、そういったアンケートに対する納得のいく回答になるのではないかというふうに考えているのですけれども、後期基本計画の今、計画期間ということで、そのような数値目標を後期に定める考え方とかというのはありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 数値目標についてですけれども、今、例に出されました市街化区域という市街地は、人口密度の基準が定められているかと思います。そのため、本町の都市計画区域内では市街化区域はちょっとありませんし、数値目標としては町の計画にはちょっとなじまないかと考えております。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、数値目標ではなくて、定性的なことで示せるようなものというのは、コンパクトシティに対して、定性的に示せるようなもの、今までこれからちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 遠軽町都市計画マスタープランの土地利用環境保全に関し、基本方針の一つとして用途地域を適切に設定し、コンパクトに市街地を保持するというのがあります。都市計画区域内の用途地域は、長期的な土地利用や低未利用地の活用等考慮して見直しを行い、コンパクトシティの構築を目指すというものです。

直近では、旭川紋別自動車道遠軽インターチェンジの供用に伴い、豊里周辺の物流系の企業立地が予見されることから、平成28年に用途地域の変更を行いまして用途地域の定められていない、いわゆる白地地域には無秩序な開発が進まないように特定用途制限地域という指定を行うことにより、コンパクトな市街地が保持できるようにしております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） それでは、次の2番目の地域公共交通網形成計画を策定してはどうかという質問に移りたいと思いますけれども、ちょっと済みません、私ちょっと聞き漏らしていたかもしれませんけれども、地域公共交通網形成計画策定するか否かという明確な回答なかったような気がするのですけれども、それについてちょっともう一度伺わせていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

本町の公共交通政策につきましては、御承知のとおり地域公共交通会議を開催しまして、交通事業者とか地域住民代表者、関係団体など地域のニーズに応じた交通体系についての合意形成を図りながら推進をしております。

また、鉄道路線とかバス路線につきましても、その都度乗降調査とかアンケート調査を実施しまして地域の実情に努めているところでありますと、先ほどの町長の答弁と繰り返しになりますが、地域の状況の変化や利用者のニーズを把握しながら、路線網のあり方について交通事業者、それから関係団体とも十分協議しながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

地域公共交通網形成計画につきましては、今後、他市町村の状況など情報収集を図りながら研究してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 聞き漏らしていたので大変失礼しました。それで、検討していくだくということで了解いたしました。

次、3番なのですけれども、多極型の都市構造という言葉をちょっと出させていただいたのですけれども、結構一般市民も誤解のあるというか、コンパクトシティ、1カ所に集めるというようなイメージがあると思うのですけれども、国土交通省が示している例だと、一極集中という方法論ですよね。一極集中というだけではなくて、合併した町並みも残しつつ多極型でコンパクトシティを図っていくという方法も示されておりますけれども、まず、この多極型という言葉でちょっと質問したいのですけれども、遠軽町としては一極集中なのか、他の町並みを残すことを想定しているのか、他のというのは旧3カ町村、遠軽だけではなくて旧丸瀬布、旧白滝、旧生田原と、なるべく私個人としては旧町並みをしっかりと快適な居住空間残していただきたいなというのが私の希望ではあるのですけれども、その点についての方向性をまずお聞かせいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 非常に大事な質問であります。これ何が大事かというと合併があるからです。一般的にはコンパクトシティといったら、これは例えば、旧遠軽町だけでしたらやっぱり人口減っていくのだから、どんどん市街地に集約しようやということです。そういう考え方でやってまいりました。

どういうところにあらわれてきているかというと、豊里地区の下水道の区域を解除しました、一度。ただその後、道の駅の問題があったからまた復活させて下水をつないだわけです。これは当初の下水道つながらなくてもできるのではないかということからもあったのですけれども、そういう話がやっぱりコンパクトシティだと思います。

だから、アンケートでコンパクトシティがよく見えないというのは、多分もっと集約したらいいんじゃないのという人の意見だと私は受け取っているのですけれども、議員は違うかもしれません。今お話を聞くと多極型のというのは、要するに旧合併したところの白滝、丸瀬布、生田原のところもそこを維持してやってくれということですけれども、そういったことは合併のときに既に建設設計画という中で十分議論されて、それに合意して我々は合併したわけです。ここをやっぱり忘れてはいけないと思います。それに基づいてさまざまな施策をしてきました。これについては、合併計画が10年間ですから、本来法律的には一度切ってもいいわけですけれども、私はそれを引き継いでさまざまな各地域の振興策もやってきているつもりであります。それが足りないというのであれば、またそれは一つ一つの議論はさせていただきたいと思いますが、基本的な考え方としては常に述べておりますから議員も承知のことだと思いますけれども、例えば生田原、丸瀬布、白滝の何か一つは確実にやっぱりそこの町の地域の核として残したい。生田原であればノースキングを中心としてそれをしっかりと守っていきたい、そして丸瀬布はいこいの森の公園、公園をしっかりと守っていきたい、白滝はジオパークで地域おこしをしていきたいというのがこれ合併のときの話ですから、それに基づいてやってきたつもりであります。ただ、これも先ほどに戻りますけれども、10年過ぎているのでこういったものの見直しもしながらやっていかなければいけないなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） そうですね。難しい問題だなと認識しております。

シームレス化の話もちょっと最後にさせていただいたかったのですけれども、ことしの6月26日にサンシャインで行われた鉄路維持フォーラム、北大の岸先生が来られて講演されていたのですけれども、その中で、もう実は公共交通ネットワーク網のシームレス化という話をされていたのです。

先ほどの町長答弁ですと、のりもの助成券や新たにできる町民センターの屋根付歩廊、この点について話されていたと思うのですけれども、私が鉄路維持フォーラムで聞いた内容としては、公共交通のシームレス化という点では、そういう建物と建物のシームレスということではなくて、公共交通バスとJRのシームレスとか、例えば一例で挙げていたのが、JRの駅とバスのターミナル、そんなに距離ないような気がするのですけれども、あの距離ですらシームレス化されていないという言い方をされていたのです。なので、ただ両方とも民間ですから、それをちゃんと自治体が仲介してうまいシームレス化を図ってほしいという言い方を岸先生はされていたと僕は認識しているのです。なので、その点につ

いてどのようにお考えを持たれているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 岸先生をお招きして、あと石井先生もだったか観光の関係で、岸先生も非常に地域の目線でＪＲ問題、公共交通考えてくれている先生であります。その中で、岸先生というかほとんどみんなそうだと思います、ほかの学者の人たち、行政のほうも。シームレス化というのは、まずは今北海道で民間空港が一括化されます、民間で。もうこれは決まっております。紋別空港は入らなかつたけれども、女満別空港入っています。

空港とそこからＪＲ、あとバスとか、そういうものをやっぱりつないでいかなければいけないと、それをしないと、やはりこれからどんどん北海道はやっぱり観光でも食っていかなければいけません。そういうものがやっぱりできないんだと、今もうそこら辺がだめですよね。それは皆さん多分共通認識だと思います。だから、ＪＲだけではなくて道路も今どんどんやっているところです。女満別空港に向かってやっているわけです。これ遠軽からも安国を抜けて回っていくわけです。そういう意味のシームレス化であります。

確かに、小さなシームレス化としてはうちのＪＲ駅前からバス停までのこともありますけれども、それは私さっき御答弁の中で、今それは駅前の交流プラザができますから、芸術文化プラザできますから、そっちのほうにもやっぱり回していくという答弁をさせていただいたはずです。これでもやるのもまた経費もちょっとそんなにかかるの、ぐらいかかるのですけれども、そういうことをやっぱり進めていきたいというふうに思っています。

○議長（前田篤秀君） 以上で、渡部議員の質問を終わります。

通告3番、11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 一登壇一

通告書に従いまして、私のほうから食育推進計画について質問をさせていただきます。

食育基本法第18条において、区域内における食育の推進に関する施策についての計画（市町村食育推進計画）を策定するよう努めることとされています。

北海道においても平成31年2月に新たに第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）を作成し、取り組みを進めているところです。

こうした流れの中で、平成31年3月末時点で、北海道内では123市町村で食育に関する推進計画が策定されています。食育推進計画の策定に関しては、過去の一般質問でも取り上げられており、平成30年6月の一般質問における町長答弁では、継続して検討することとしています。

そこで、食育推進に関する今日的状況に鑑み、以降の計画の策定についてどのように考えているのか町長の見解を伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

佐藤昇議員の食育推進計画についての御質問にお答えをいたします。

平成30年6月の一般質問でも答弁させていただきましたが、町といたしましても食育の推進は重要であると考えており、関係部署で情報を共有する中、効率的かつ実効性のある食育に関する計画になるよう協議を行ってまいりました。

その中で、新たに食育に特化した計画を作成するのではなく、既存の計画である遠軽町健康増進計画「遠軽町ヘルシープラン」に関係部署で行っている取り組みを盛り込み、次の見直しに合わせて食育関連計画を拡充させるために関係部署間で協議しており、北海道に対しても遠軽町健康増進計画の見直し時に盛り込む方向で策定することを報告したところであります。

その後、ことし10月に道から振興局を通じて、遠軽町健康増進計画に食育に関する記載があることから、遠軽町においては食育推進計画として策定済みとみなすことができますという見解が示されました。北海道においては、御質問にもありましたとおり第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）が今年度策定され、国の食育基本法で全市町村で策定が求められているところであります。

のことから遠軽町においては、今後とも遠軽町健康増進計画をもって食育推進計画とすることといたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 基本的には、そのことで今までずっと食育の推進計画に関しては何回も何回も一般質問で取り上げられてきた経緯があります。そんなことを考えると、今回の町長答弁の中で、そのヘルシープランに盛り込むということで食育推進計画とみなすということですから、一旦ここで食育推進に関してはけじめを、けじめと言ったらちょっと語弊ありますけれども、整理をつけておかなければいけないのだろうなというふうには思います。

具体的にはこれから、要するに保健福祉課が中心になって、町長が言われるようにいろいろな部分について盛り込んでいくということだというふうに思いますけれども、これは次年度以降というような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） ただいまの食育推進計画の策定でございますけれども、既に道に対しましては遠軽町健康増進計画の見直し時に盛り込む方向で作成をするということで報告をしておりますが、道の見解としましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、遠軽町においては健康増進計画の中に食育に関する記載があるということで、法令的には遠軽町はもう食育計画は策定済みということで見解が示されておりますので、また関係部署集まつたときにいろいろと情報共有をしながら、今後の取り組みについては進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 現在の第2期遠軽町健康増進計画「遠軽町ヘルシープラン」につきましては、当初平成34年度まで令和4年度までの計画となっておりますので、新たに計画するとなると令和5年度からの計画ということになります。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今、保健福祉課長のほうから令和5年度からという答弁がありましたけれども、これちょっと私見ているの古いのかな。いわゆるヘルシープラン健康増進計画の中に確かに栄養食生活ということで、これ食育というふうに理解するのか、そういうことが触れられてはいるのですけれども、具体的に、例えば学校給食関係どうするのか、幼稚期から高齢期までの食育の推進の具体的な取り組みについてはどうするかとか、こういったことについては一切触れられていないのですけれども、では令和5年までは私の理解が間違っているなければ、今あるヘルシー推進計画をもって食育とするという理解になるのですか。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） この健康増進計画につきましては、これは保健福祉課のほうで所管をしているわけでありますので、議員が今おっしゃられました食育計画として盛り込むべき項目につきましては、今後また関係部署で協議しながらもうちょっと詳しいようなことを盛り込んでいくかどうかといったようなことも含めまして、検討していくたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 現時点での考え方をわかりました。今までずっとと言われていて、なかなかそれぞれの横といったらあれなのですけれども、部署の間で調整がつかなかつたということもあるのだろうと思います。その中でなかなかできていなかつたという経緯もあると思いますので、ぜひ今言われたような形で食育に関する施策などについてもっと盛り込んでいけるような、そういう検討をぜひ深めていただきたいというふうに思いますが、問題は、そうしたものどういうふうに具体的に町民の皆様方の間に浸透させていくのかと、ただつくればいいというものではないと思うので、そうした浸透させる具体的な方法、方策などについて、もう少しどのように考えているのか、そこら辺のところもお聞かせいただきながら最後の質問にしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御質問、先ほどの農政林務課長の答弁の補足にもなるのですけれども、今ある健康増進計画ヘルシープランをもって道のほうでは遠軽町としては食育推進計画とみなすというような形で策定済みとみなすということ就可以了けれども、これにつきましては、今まで私の記憶でございますが5回ほど一般質問いただきながら関係部署、所管の中で職員ともども取り組みを進めてきたというようなことでございまして、これが今回、道のほうで評価をされたというか、認めていただいたというふうに考えておりますので、これをもって食育推進計画というふうに、今現時点あるものでみ

なしていただくということで間違いないかと思いますけれども、今後のことにつきましては、また見直しの段階の中でいろいろ町民の方々と検討される場面もあるかと思いますので、その中で浸透ができるように、また、今まで同様、関係部署等も意見交換、情報交換しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解お願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、11番佐藤議員の質問を終わります。

通告4番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 一登壇一

通告書に従いまして、一般質問いたします。

大きい1番として、骨髓バンクドナー登録推進について。

白血病や悪性リンパ腫、骨髓腫などのいわゆる血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われておりましたが、現在は医療の技術も進歩したので助かる割合が多くなっています。

治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されます。

その中で造血幹細胞移植は、健康な造血幹細胞を提供してくださる方（ドナー）がいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髓バンク並びに臍帯血バンクです。

骨髓バンクでは、ドナー登録希望者の確保が大きな課題となっており、登録できる年齢は18歳から54歳まで、55歳になり次第登録から外れていきます。実際の骨髓採取は20歳以降となり、本年9月末現在のドナー登録者数は全国で52万人、骨髓移植を行っている他国と比較するとドナー登録自体が少ない現状ですが、平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供に関する法律の施行に伴い、北海道などによりさまざまな対策がとられております。

そこで、次の点について町長の考えをお伺いします。

- (1) 本町におけるドナー登録の実態を把握しているのか。
- (2) 罹患率が年齢的に50代で増加、60代から急増となり、骨髓移植のドナー登録は54歳までであることから、少子高齢化により移植を必要とする患者はふえ、ドナー登録者は減ることになります。まずは啓発普及が重要と考えますが、町長の見解を伺います。

大きな2番として、骨髓移植後のワクチン再接種への助成について。

治療のために造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下、もしくは消失し感染症にかかりやすくなります。そのため、感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、主治医の指示のもと移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を寛解後、順次行っていくことが推奨されていますが、

あくまでも予防接種であり病気治療ではないため、医療保険は適用されません。その費用は被接種者（保護者）の全額自己負担となっており、多い方では20万円かかるという方もいます。

また、対象年齢時に白血病を発症し、闘病中で予防接種、ワクチン接種を受けられなかつた方もおられます。白血病などの治療は療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額医療制度がありますが、それでも経済負担は生活に大きな支障となります。そのような声を受け、20歳未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町村に県が補助するという新聞発表がありました。

本町でも助成について取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） —登壇—

阿部議員の骨髓バンクドナー登録推進についての御質問にお答えをしてまいります。

本町におけるドナー登録の実態を把握しているかとの御質問ですが、日本赤十字社北海道赤十字血液センターに確認したところ、平成30年度は55人の登録者だったと確認をしております。

2点目の啓発普及が重要との質問ですが、町といたしましても普及啓発が大切であると認識をしております。

公益財団法人日本骨髓バンクでは、各種メディアと連携し広く骨髓バンク事業の必要性を普及啓発しており、保健所ではホームページに掲載し普及啓発しています。

遠軽町におきましては、現在げんき21や各総合支所等にポスター、パンフレットを常時窓口等に配置しドナー登録を呼びかけており、今後も継続してまいります。また、町の広報、ホームページ等にも掲載し、啓発をしてまいりたいと考えております。

次に、骨髓移植後のワクチン再接種への助成についての質問にお答えをしてまいります。

まず、定時接種の対象年齢の期間に病気で長期療養するなど、特別の事情で予防接種を受けられなかつた場合は、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間は定期接種対象とみなされ、予防接種することができるようになっています。その接種に当たっては、理由や医師の診断書等から市町村によって総合的に判断されますので、対象者の状況に応じて対応することになります。

再接種につきましては、予防接種制度では任意での接種の扱いとなることから、その費用については自己負担となっています。現在、北海道は市町村への補助制度はなく、遠軽町としても現在のところワクチン再接種への助成の考えはありませんが、今後も北海道及び他町村の動向や再接種の支援のあり方等について情報収集をしてまいります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君）　今、答弁の中に登録者が平成30年で55名とありましたが、紋別保健所内では2018年はゼロ名で2019年が2名というふうにお聞きしているのですが、そういうことからいきますと、本当に登録者数というのは少ないので。

それで、私もこのことに取り組むに当たって、本当に町内で身近な方が白血病で命をなくされた方がおります。1名は70代、1名は30代ということで、この30代の方は35歳で発症して5年間の闘病生活があったのですけれども、本当に3人の子どもさんを自宅に置きながらの闘病生活で、まず最初は親族との、それで弟さんとの不適合であったために、その他いろいろあったのですけれども結果的に合う方がいらっしゃらなくて、40歳でお亡くなりになりました。

そんなこともあって、私としてはドナー登録というのが本当に重要なんだなど、この質問の中でもお話しさせていただいたのですけれども、登録する年代というものが限られていて、もう私などはしたくてもできない、本当に55歳になったらもう隨時外れていく。この中に何人いらっしゃるのかなとふと思ったのですけれども、本当に適合率というものが兄弟で4分の1、そしてまた親子でもほとんど認められないというのです。他人の場合では、数百人から数万人に1人という確立で一致するということなのです。ですから、本当に、登録した方の適合率は90%ぐらいあるようなのですけれども、大体実際に提供に至るというのは、登録したから必ずしも適合して提供できるというものではなくて、かなりハードルというか条件があるようです。その件はここではお話しないのですけれども、そんなことからいくと、確かに今、御答弁いただいたようにいろいろな形でPRしているよと、ホームページ等もやっているというお話がありますが、身近に、最近ですと全然話は違うのですけれども、血液の献血ありますよね。そういう形なぐらい、本当にもう少し実態的にそういうお話の機会、講演の機会とか、そういうことを設けて啓発普及に努めていく考えはございませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君）　舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君）　国も道も今のところ講演等など積極的にやっていないということを伺っております。町のほうからも国・道にまず呼びかけて要請をしていきたいと、また、町も国・道と協力をしながら広報活動を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君）　阿部議員。

○9番（阿部君枝君）　ぜひ前向きに取り組んでいただくことをお願いしたいなと思います。

これ非常にドナー登録をして、いざ実際に適合したと医療機関からありますと、勤務先などのドナー休暇制度、そういう部分では特別持つてはいないと思うのです、まずそういう団体というのはないと思うのですけれども、公共団体である遠軽町はそういう休暇の実態などはあるのでしょうか、あったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君）　鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 遠軽町職員に対しての休暇制度でございますけれども、いわゆるドナー休暇という形で特別休暇の扱いで規定をしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） さらに踏み込んだ支援という部分では自治体でも行っているのですけれども、そういう骨髓提供をする際の本人や企業に対して助成金を交付する制度もあります。自治体では2万円とか、企業によっては1万円という内容がありますが、今後そのような検討をする考えはございますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 企業とかにそういうドナー登録をする人がいれば、助成する考えは今のところは持ち合わせておりません。

民生部長のほうも国も道もやっていないと、先ほど議員がおっしゃったような啓蒙活動とか、そういう段階でありますよね。そもそも論として、それは市町村も自治体ですから独自にやるのは、ほかの町がやっていようがやっていまいがります。あと、ほかのいろいろな質問はいっぱいありますけれども、今後の考え方の共通として。だけれども、これもうちょっと国が、市町村がやる前に国とか道とかが本来もうちょっとやるべき話ではないのかなというふうに私は思っております。やるのであれば、一般の福祉ルールのように国が2分の1補助する、都道府県4分の1出して市町村4分の1出してねというようなことをやっぱり、そういう制度がつくられるべきではないかなとか、そういう検討を先にやっぱりされるべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 今、町長の言われたとおりだと思います。ですが、やはりこれは現場からの声というのが大事だと思いますので、ぜひ先ほどの答弁の形を実施していただきたいなと思います。

次に2番目の予防接種の関係ですけれども、再接種に対しては平成30年に自治体に接種の状況、そういう骨髄移植後の医療行為に対する免除喪失の方に対する支援の実態調査というのがあったと思うのですが、遠軽町も当然提出されていると思います。

まだまだこの費用の全額補助というのはされている自治体は少ないのですが、ぜひ今後ともそういう予防接種ということですので、本当に任意ですから本人の負担というか、家族の負担が大きいという部分からいくと、ぜひこの辺というのも再度御答弁いただきたいなと思います。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） ワクチンの再接種につきましては、予防接種の実施主体は市町村であります。ワクチン接種が望ましいかなどについては、ご本人の状況、それから主治医の慎重な判断を確認する必要があります。

定期接種では、必要な経費については国から市町村に財政措置がございます。健康被害が発生した場合には、法に基づき国による救済措置の対象等もなっております。

再接種につきましては、費用の面以外にも健康被害が生じた場合の救済措置も含めて、本来は道なり国に働きかけることであり、国が定期接種の対象とすることにつきまして検討すべきことではないかなというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告5番、岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 一登壇一

通告書に従って、2点について伺います。

1点目は、国保世帯の子どもに係る均等割の減免制度導入について。

国保税の均等割というのは、所得のない子どもが多いほど保険料が上がる人頭税のようなものです。

全国知事会は平成27年、子育て支援の観点から子どもに係る保険料、均等割の軽減を国に要請しました。

平成30年度から国保の都道府県化がスタートしましたが、被保険者住民の賦課、徴収は市町村が行うこととなっており、賦課、徴収の権限は市町村にあります。

会社員などが加入する被用者保険の保険料は、子どもの人数に影響がない一方、国保は子どもを含め世帯内の加入人数に応じて賦課される均等割があるため、子育て支援逆行するものとなっています。

国保財政への繰り入れで子育て支援の強化策として、子どもの均等割減免制度の導入により国保世帯の負担軽減を図るべきと考えますが、見解を伺います。

2点目、子どもの口腔ケアについて。

この件については、3年前の12月議会で同僚議員から質問がありましたけれども、その後の経過を含めてお尋ねをしたいと思います。

成長期の子どもたちにとって、口と歯のケアは大変重要であり、食べること、話すことを始め、あらゆる機能にとって不可欠です。そこで、次の点について町長の見解を伺います。

1点目、遠軽町の子どもの虫歯の状況とその現状に課題があれば、それらの内容と対応策について伺います。さらに、子どもたちの口腔ケアと虫歯の予防にとって何が必要と考えるのか伺います。

2点目、フッ化物洗口について、町内では保育所の年長時と小学生を対象に実施されて

いますが、次の点について伺います。

①フッ化物洗口については専門家や教職員の間でも賛否両論があると聞いています。実施に当たって保護者にはリスクも含めた説明がなされたのかどうか。

②洗口液の作製、学校での保管管理はどのようにされておられるのか。また、ヒューマンエラー防止についての考えを伺います。

③学校歯科医や養護教諭、教職員などの意見はどうか。

④保育所や学校の現場で実施するに当たり、責任は誰にあると考えておられるのか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） —登壇—

岩澤議員の国保世帯の子どもに係る均等割の減免制度導入についてお答えいたします。

本町の国民健康保険税は、平成30年4月に改正し世帯所得に応じた所得割、被保険者1人当たりに対する均等割、被保険者一世帯当たりに対する平等割の三つの区分により課税しているところあります。

均等割につきましては御質問のとおり、平成27年度の全国知事会が国に対して子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置を要請しており、機会あるごとに国や国会議員に同様の要請を行っているところです。制度の基盤強化に関する国と地方協議において、国は現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論をしていくとしながらも、具体的な見直しはされていない状況であります。

平成30年度からは都道府県が国民健康保険事業の財政運営責任の主体となり、事業費納付金の原資となり国民健康保険税を納付することで賄われております。事業費納付金や税率決定の基礎となる標準保険税率は、現行制度をもとに算定され、減額措置を行えば国や道からの公費を合わせたとしても納付金を賄う財源の確保にはならないものと考えます。

また、国の方針により法定外の繰り入れは認められておらず、減免措置により不足が見込まれる財源を確保することができない状況にあります。ちなみに、本年3月の時点で子ども均等割減免を実施している道内の自治体として旭川市が実施しておりましたが、都道府県単位化になったことにより、令和6年度までに段階的に廃止することになりました。

以上のことから、以前にもお答えしたとおり、町独自の減免制度を導入する考えはありませんが、今後国などの動向を注視しながら対応していく考えであります。

次に、子どもの口腔ケアについてであります。

1点目の遠軽町の子どもの虫歯の状況と現状の課題と対応策について、また、子どもの口腔ケアと虫歯の予防に何が必要かとの御質問にお答えいたします。

子どもの虫歯の状況ですが、虫歯の保有率については1歳6ヶ月児では平成14年度は5.9%に対し平成30年度は1.7%、また、3歳児では平成14年度は56.9%に対し平成30年度は18.7%と大幅に改善されています。

次に、その現状の課題と対応策ですが、保健所のデータによりますと12歳児の1人平均虫歯数が全道は1.2本、オホーツク地域では1.25本に対し、遠軽町は1.27本と若干高い結果となっています。

対応策としましては、1歳6ヶ月児と3歳児健診時にフッ素塗布を実施し歯科指導等を強化したことにより、平成14年度と比較すると平成30年度はかなり改善されておりますので、フッ素塗布に引き続き取り組んでまいります。

また、口腔ケアと虫歯の予防には、子どもの虫歯に対する保護者の意識を高めることが大切であり、そのためには健診時における歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師等による保護者に対する指導の強化、そして、新生児から保健師による日常的な指導が重要と考えております。

2点目のフッ化物洗口の実施に当たって保護者にはリスクを含めた説明がなされたのかという御質問ですが、保育所につきましては、小学校の説明会等にあわせて保護者の参加について御案内させていただいており、新たに年長組になられたお子さんの保護者には、フッ化物洗口申込書により洗口の希望を確認し、あわせてフッ化物洗口ガイドを保護者に配付して理解をいただいているところであります。

小学校では、東小学校望の岡分校を除く全ての小学校において、現在週1回法で実施をしております。

実施に当たりましては、学校管理職への説明後、学校ごとに教職員への説明会、保護者への説明会をオホーツク教育局教育支援課、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室及び紋別地域保健室の御協力を得ながら、目的や実施方法のほか安全性やリスクについても説明を行っております。また、新入学児童となるお子さんについては、就学時健診の際に保護者への説明を実施しております。

次に②洗口液の作製、学校での保管管理とヒューマンエラー防止についての考え方についてですが、フッ化物洗口液の作製につきましては、学校歯科医から学校薬剤師への指示書をもとに週1回、学校薬剤師が学校、または学級単位で専用ボトルを用い作製しており、作成されたフッ化物洗口液につきましては、校長室等に施錠ができる冷蔵庫を設置し、管理職において保管管理を行っているところであります。

ヒューマンエラーにつきましては、児童がフッ化物洗口液を大量誤飲する場合を中心には想定していますが、防止策としましては洗口を実施する際、児童だけでの実施ではなく、学校管理職、または学級担任の管理のもと実施をしております。

次に、③学校歯科医や養護教諭、教職員などの意見はという御質問ですが、学校歯科医におきましては、虫歯予防のためのフッ化物洗口については、予防効果が高く安全であり利用を推奨されており、養護教諭、教職員におきましては、教職員説明会の際には質問、意見等がありましたら、虫歯の予防、歯の健康増進について御理解をいただいていると認識しております。

次に、④現場で実施するに当たり責任は誰にあると考えるかという御質問ですが、フッ

化物洗口は定められた実施手順に従って実施をすれば、有害作用は起こることはありません。万が一有害作用が発生した場合は、国・道、実施主体である遠軽町など、それぞれの立場に応じた責任があると考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきますが、一つ目の国保の問題ですが、私も基本的にはこれはやっぱり国がきちんと政策として、制度としてやるべきだというふうには思います。

今、るる説明ありましたけれども、国民健康保険そのものは皆さん御存知のとおり、非正規労働者とか自営業者とか、無職の人たちが加入する保険でありまして、子どもの数に応じて係る均等割額について、独自に減免する自治体が少なくとも25あると。今、旭川の例で令和6年には廃止に向けてということがありましたけれども、この問題、道議会でも取り上げられています。もちろん国会でも取り上げられていますが、ことしの2月7日の参議院の予算委員会でも議論になりました。

この中で、国保加入世帯の年間平均所得は136万円でピーク時の1991年から半減した一方、国保料は上がっていると。京都のある子ども2人の4人世帯では、国保料が40万円近くだと、中小企業者が加入する協会健保と比べて約2倍以上だという議論がありました。遠軽町でも、国会で議論になったような協会健保に比較して国保というのはやっぱり高いのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 国民健康保険料としては、全道的に見ても計算方法も一律になりましたので高くはございませんけれども、共済健保と比較したことはございません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ほかの健保と比較して高いということになれば、健康や命にかかる負担で不公平があるというのは、やっぱり問題だろうなというふうに思うのです。

それで、全国知事会が子どもの均等割の軽減を求めたほかに、全国市町会も国に対して子育て世帯の負担軽減を図るために、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度を創設することというふうに国に対して提言をしておりますけれども、今、町長のお話ではこういうふうな支援制度は当然国でやるべきだというふうに思われていると思いますが、もう一度この全国市町会の提言について町長はどう思われますか。感想でもいいのですが。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 国民健康保険ですから、当然やはり全国で差がないようにやられるべきものというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 全国で2月の段階で25自治体が減免しているという国会での話がありましたけれども、九つの自治体では高校生世代までを対象に所得制限なしで第1

子から減免しているというところもあるようです。それから、第2子、第3子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減免だとか、所得制限を設けて対象を大学生世代まで広げるという自治体も現実にはあるようです。

ヨーロッパの公的医療保険料は所得比例が基本であって、子どもから人頭税のような税を徴収しているのは日本ぐらいで、遠軽町でいえば遠軽町の未来に直接つながる子育て支援を進めるためにも子どもの均等割を廃止して国保料を協会健保並みに引き下げるなど、国会の議論では倍以上というのですから半分ぐらいにするということ、いろいろ一遍にということにはならないはと思うのですが、今後こういうこともいろいろ減免の制度を考えていくと、検討課題とするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議員の御質問の趣旨をよく伺いますと、なぜに国保の均等割をなくすなり下げるということですよね、まず。それは何のためかというと、子育て支援だというわけです。子育て支援というと、やはりそれは私の考えで言いますと、別に国保だけではなくて全ていろいろなものを包括した中で考えられるべきだと思います。国保だけで子育て支援、子育てしている人、負担があるわけではありませんから、また、常にこういう話になると負担の話ばかりになりますけれども、入ってきているものも今たくさんあると思います。今、国の中でも、高校まで授業料無償化になっていますよね。また、いろいろな保育所なんかも町としてもやっているわけです。そういった中で、やっぱり議論されるべき話なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 確かに子育て支援のためにこれを減額せいということを言っているのではないのです。子育て支援のための国保の減額、その子育て支援のためだけにこれをということではなくて、子育て支援全体の中の一つの大きな負担がかかっていると、こここの国保の人頭割というか均等割のこの部分でもこういう世帯に、子育て世帯あるいは子どもの多い世帯に特に負担がかかっているのではないかと、そこの軽減をすべきではないかというその趣旨は、子育て世帯の支援ということの一部を担うのではないかという意味で言っているのです。だから、その趣旨は同じことだと思うのです。

ということで、ぜひ、今後これは国の問題、道議会での問題になってくると思いますけれども、そちらのほうの検討もしたいなというふうに思います。

次に2点目の子どもの口腔ケアについて、今、町長が詳しい虫歯の状況を話しさされました。12歳児においては若干高いけれども、ほかはフッ化物塗布で乳幼児の場合は非常にその成果が出ているということでした。

子どもの虫歯については、やっぱり保護者の意識を高めることというのが一番大事なことだと思います。家庭での、医者によっては歯ブラシ、ブラッシングが基本で一番大事だというようなことを言う方もおられます。本町の子どもたちの虫歯の状況がかなり前進し

ているということにほつといたしました。

一つ伺いますが、フッ素うがいを始めておよそ2年近くになると思うのですけれども、小学校の場合、うがいを希望している子どもというか世帯といいますか、これはどのぐらいの割合でおられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村上教育部総務課長。

○教育部総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほども答弁にありましたとおり、町内8校での実施でございます。全体通しまして児童数が893人中実施数が734名で、実施率が82%でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） これはかなり高率だと思います。歯医者に行って独自で治療しているという子どもさんもおられると思うし、親御さんによってはフッ素化合物が危険だという思いでやられていると思いますが、かなり高率な割合ではないかなというふうには思います。

このフッ素うがいを初めて小学校の段階、その効果はどうかというのは、まだ初めて間もないのですが、その辺のことはどのように感じられておりますか。

○議長（前田篤秀君） 村上教育部総務課長。

○教育部総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ただいま実施されてからまだ数年しかたっていない状況ですので、今後、調査等見据えてこちらのほうでも調査していきたいなと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 先ほどヒューマンエラーの防止についても誤飲防止とか、いろいろ考えているということでしたけれども、何か異常が発生したときの連絡体制、この辺についてはどうなっているのかということと、この件についてのフッ化塗布の異常時の発生のときのマニュアルというのはあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部長。

○教育部長（大貫雅英君） 異常時の発生のときのマニュアルという形ですけれども、まず考えられるのが、誤ってフッ化物洗口液を飲んでしまうということが想定されるのかなというふうに思っております。例えば、そういうのがあればまず学校から保護者にいって、保護者からお医者さんへというような形というのは伝達されているところでござります。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） その辺のことがはっきりしていれば、何かあった場合学校の対応もてきぱきとできるのではないかということで、その辺のことはぜひ徹底していただきたいなというふうに思います。

お話し伺っていると、今のところ問題なく実施されているようですが、やっぱり人為的なミスというのは何事にもつきもので、多少の心配はあります。

フッ化物洗口については、世界保健機構WHOは1994年に6歳未満の子どもを対象にフッ化物洗口は禁忌であるというふうに発表しております。国際的にも国内的にも安全性、有効性への意見が分かれている薬ですから、薄めても間違えた使い方をしたらやっぱり人体には危険があるだろうというふうに考えますので、今後も慎重の上にも慎重を期して、決して子どもに害が及ばないようにやっていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部長。

○教育部長（大貫雅英君） 子どもに被害が起きないような体制をもって、実施していくたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告6番、3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 一登壇—

会議規則第61条第2項の規定により、次のとおり通告いたします。

総合計画の前期結果と後期計画について。

第2次遠軽町総合計画は、遠軽町の将来目標や基本的な施策を指示示す道しるべであると思料いたします。

今年が中間年度に当たる平成31年度（令和元年度）になることから、次の4点について町長の見解を伺います。

1点目、前期実行計画想定事業（ハード）一覧表（平成27年度から平成31年度）について、前期5カ年分の事務事業名を事業費ベースで対比し、計画と実績に大きく乖離のある事務事業名について原因を分析し、その結果により後期実行計画の中に見直し、組み込む事業名、施策があるのかを伺います。

2点目、前期実行計画想定事業（ハード）の総額が199億7,373万円、後期想定事業（ハード）参考資料の総額が123億4,987万円であり、前期実行計画と後期実行計画（参考資料）の差額が76億2,386万円の減額となっており、1年間当たり単純平均で15億2,477万円の減額になり、インフラ整備における経済活動が急激に減速される懸念が想定されます。ハード事業の実施における経済波及効果が5倍程度に拡大する中、町内外の経済活動に重大な影響を与え、激減緩和措置とソフトランディングが必要になると考えますが、どのような対策をとるか町長の見解を伺います。

3点目、後期実行計画の見直しを中間年度の今年度で行い、後期分を改めて策定することとなっていますが、平成27年度当初における計画の策定時の体制は、パブリックコメント等手続を行い、町民参加による計画づくりをしていました。令和2年度から実施される策定体制においても、パブリックコメント手続と総合計画審議会に再度諮問・答申されているのか。また、基本計画と実行計画が現在策定中ならば、進捗状況といつどの時点で

公表するのかを伺います。

4点目、瀬戸瀬温泉は良質な泉質で町内外の人たちにも親しまれ、全国的に有名になつた秘湯ですが、現在、施設・設備の老朽化が著しくなっております。この瀬戸瀬温泉が第2次総合計画の前期実行計画想定事業の事務事業体系及び事業名に組み込まれておりません。さらには、瀬戸瀬温泉の泉源が町所有財産であることから、源泉施設管理事業の一環としてこの施設を後期想定事業（ハード）に組み込み、瀬戸瀬温泉を再開発すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

佐藤登議員の総合計画の前期結果と後期計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の後期実行計画の見直しや組み込む事業、施策についてですが、実行計画の想定事業については、町を取り巻く社会情勢や経済情勢、自然災害や突発的な事象など、さまざまな要因によって事業の拡大や縮小、早期着手や延期、また、政策的な判断などにより計画と実績の乖離が起こるものと考えます。

現在、前期実行計画について分析している最中であり、御質問の後期実行計画についてお答えできる状況にはありませんので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目のハード事業の対策についてですが、前期と後期の想定事業費の差につきましては、御承知のとおりロックバーレースキー場周辺整備事業やごみ焼却施設建設事業などの大型事業により、差が大きくなっています。

後期実行計画は、今後5年間におけるまちづくりに必要な事業について、町を取り巻く社会情勢や経済情勢、また、町の今後の財政見通しなども踏まえ、総合的に判断した上で後期の想定事業（ハード）について改めて参考資料として作成するものであります。現段階では、総額について取りまとめ整理している最中であり、お答えできる状況にはありませんが、今後5年間に必要とされる事業につきまして、適切な時期に適切に判断し、実行してまいりたいと考えております。

次に、3点目の後期基本計画及び実行計画見直しのスケジュールについてですが、こちより9月から関係各課へ前期計画の進捗状況、後期計画想定事業及び個別計画の策定予定の調査を行っており、今月には前期基本計画をベースとした基本計画素案の作成及び職員からの意見聴取を行います。また、来年1月には各常任委員会への説明や各地域で開催しますまちづくり会議へ意見の聴取を実施し、2月には町民意見募集手続パブリックコメントを行う予定しております。また、その後3月の定例議会に新たな後期基本計画及び資料としまして、後期実行計画を提案するスケジュールとしております。

総合計画審議会への諮問につきましては、第2次総合計画策定時において、諮問し答申をいただきましたが、今回、後期計画を改めて作成するに当たり、まちづくりの基本理念や将来像などの基本方針である基本構想の実現に向けて施策を示す基本計画などの考え方は大きく変更すべきものではないとの認識から、今回改めての諮問は考えておりません。

最後、4点目の瀬戸瀬温泉の再開発についてですが、瀬戸瀬温泉の泉源に係る土地につきましては国有地であることから、本町が国から温鉱泉用地3平方メートルを借り受けする国有林野有償貸付契約を締結し、また、温鉱泉につきましても同様に国と毎分180リットルの分湯料を有償で利用する温泉利用計画を締結しております。

瀬戸瀬温泉は、町が株式会社瀬戸瀬温泉へ国との契約金額の同額で貸し付けしている温泉であり、瀬戸瀬温泉の泉源に係る土地及び温鉱泉の財産としましては、繰り返しになりますが国が所有しております、町が所有している財産ではございません。

よって、瀬戸瀬温泉の再開発について、源泉施設管理事業の一環として後期想定事業（ハード）に組み入れることは難しいものと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） まず1点目ですけれども、確かに大きな乖離は町の行政運営において、先ほど町長もおっしゃいましたように、行政運営においては災害等予期せぬ事態の発生、社会情勢の変化により計画が変更される、余儀なく変更されることもあるかと思います。これについては問題ないと思いますけれども、現在計画策定中ですので、去年までの計画も集計されているかと思います。そして、今年度はまだ実質終わっていませんので、前期分としては今年度計画の事業量含めて次の事業名について、もしデータがありましたらお答えしていただきたいと思います。

基本方針1、基本目標1、施策目標2の道路新設改良事業16億2,500万円に対して実績は、次2の1の1町営住宅建設事業24億3,300万円、これに対する実績、また基本方針2の3の1ごみ焼却施設事業、これは先ほど大型事業終わったと町長の答弁がありましたけれども、10億3,000万円の計画を組んでおりますが、今年度終了した今年度分については、当初計画を含めまして金額わかりましたらお答えお願ひいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員、通告外の質問はしないでください。

○3番（佐藤 登君） これあくまでも……。

では、どのぐらいの数字というか、大きくふえたかふえないかでよろしいです。

○議長（前田篤秀君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今の質問については、後ほど金額いただければと思います。

次に2点目について、ソフトランディングとか具体的に先ほどおっしゃいましたように、道の駅、ごみ処理場の大型事業が終わって大きく減額しますが、私の質問としてはそ

れだけの大きな減額あった場合に、経済波及効果、特に雇用、商店、資材、宿泊、運送業界とあらゆる業界に影響するので、そのような状況になるときには対策を考えているかどうかということに対して質問したのですけれども、それも返答お願いいいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ソフトランディングというのが、ちょっと私たちの答弁とは違ったのですけれども、基本的にいろいろな事業をやっぱり必要に応じてやります。例えば大型事業と言われているものも、そうしたらその年は当然、工事を請け負う建設業者ですとか、そこから資材屋とかいろいろありますけれども、ふえるのは当たり前で、では、だからといって次の年にもう工事終わった後にも必要ではないものを何か仕事を出して……。

では、建設業者とかそういう人たちのためにやっていくということはあり得ないし、あくまでも必要であるからやっていくわけで、そういう請け負う方たちのことも考えないわけではないですよ。

例えば、極力町内業者でやるように私になってからしているわけです、いろいろな工事とかも。町外ではなくて。そういうようなことはやっていきますけれども、物の考え方として順番がやっぱり必要であるからやっていくわけで、当然大型事業が終わった後は減るというわけではなくてもとどおりに戻るというような感覚でしょうか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員、質問の要旨を呈し、簡潔に質問してください。

○3番（佐藤 登君） わかりました。

それと関連しまして、後期想定時にハード計画の中身なのですけれども、計画の中に事業名抜きの事業料が一括で計上されているものと、個々に事業名の想定計画が述べられているものがありますが、それぞれの計画は個々の積み上げによって総額を出していると思いますので、後期計画におきましても事業、事業について各年度と金額、事業費を表示してもらえるかどうか伺います。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 現在策定しております第2次遠軽町総合計画につきましては、平成26年度におきまして1年間ほどかけまして先ほど言いました地域審議会もそうですしワーキングチーム、さらには町民アンケート3,000名、さらには若い人の今後の将来を考えて高校3年生200名ほどですけれどもアンケートをとりまして策定したわけでございます。その段階におきまして、基本計画に沿いましてこういう事業が想定されるという形で事業名を羅列いたしまして、そこに当然概算の事業費になりますので、一つ一つの事業が幾らというのはなかなかその段階ではつかめないものもございますので、大まかな事業といたしまして一くくりにして書いている部分もございますので、そういう意味では後期実行計画におきましてもそのような形で策定していきたいというふうには考えておりますので、一つ一つの事業が何年度に幾らというのはわかる部分もあるかもしれません

せんけれども、全体を通してこういう事業をしていきたいのでこういうことをやって、まちづくりを進めていきたいという形で策定してきてございますので、その辺を御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） そこの辺につきましては、平成28年度に策定されました遠軽町過疎地域自立促進市町村計画、これについては各事業名について詳しく金額が個々に表示されているものですから、その辺の整合性について質問いたします。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 過疎地域活性化計画ということで5年ごとに策定してございます。その部分につきましては、当然総合計画に基づきまして策定をしているところでございまして、過疎計画の基本的なことを申し上げますと、過疎債という優良債を借りるためににはその計画に搭載していかなければならないということもありますので、ですからすぐの議会でもありましたけれども、過疎の変更という形で議会に提案して事業なんかを搭載していることもありますので、全くかけ離れた数字ではございませんけれども、過疎計の場合についてはある程度事業が出た段階で事業費等も確定した段階で載せることもございますので、きちんとしたある程度の数字的なもので計画はつくってございます。

先ほど申し上げましたように、総合計画につきましては10年という長いスパン、今回は前期と後期分けてございますけれども、そういうような形で進めてございますので、数字的にきちんと実際に近い数字が出てくるかといえばその部分が違う部分もありますので、その辺も御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 確かにわかりますけれども、総合計画において、まとめているのは特別な事情があるのか、例えば年度ごとに1億円も3億円も値段が違うということは何かを想定して計画を組んでいるからあるかと思います。その計画は発表できない事情があるのか、また、それはまだ確定できないから発表しないか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 例えば、道路事業を1本とりましても、その地域との調整もございますし用地の関係もございますので、この年度に何メーター進むというのがやっぱり近くならなければわからないということもございますので、全体で町道何メートルというはある程度把握しておりますけれども、年度ごとに何ぼ進むというのは補助事業であれば国との関係もございますので、その辺を十分調整しながらやっていくこともございますので、年度によっては大幅に事業費が変更になる場合もあるということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私のほうから総合計画の基本的なお話をどうか、認識をお話しさせてもらいますと、最初につくったときから議会の皆さん方も改選もありました。最初につくるときに、こういうやり方でやりますということをもちろん総合計画を皆さんにお諮りしてやってきた。それを踏襲してやりますよということを基本的に申し上げているわけです、総務部長も最初の答弁から。そういうことで御理解願いたいのが一つと、もう一つは、そもそもやっぱりこういったところにやはり総合計画の問題点もある。

総合計画そのものは過去には法令でした。地方自治法の中でつくらねばならないという法律で決められた、これはもうすごい重いもの、だから全都道府県市町村でつくっていましたけれども、これはもうなくなっています。今は自治法に基づいて我々つくっているわけではなくて、町の条例でつくろうねということになったからつくっているわけでありまして、なぜに法から外れたかというと、やはり10年のスパンの中で、例えば今、議員も御承知のとおりいろいろな建設資材も本当にもう1年でぼんぼん変わるわけです。そういういろいろな問題があって、やはり総合計画自体どうなんだということで法令から外れたということでありまして、ここはやはりその中でもうちの町つくっておりますけれども、いろいろなそういう数字も、ではどれだけちゃんと出せるんだという問題もあるわけです。そういうこともあって、最初につくったときにこういうやり方でやりましょうねということで皆さん方にお諮りしてやったものであります、そのようにこの後もやっていこうと思っていますという内容の答弁でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 計画はあくまでも計画ですから、それについて大きく違ったりするのは社会情勢が変わったりしたことによって変わることに対しては異議は申しません。そういうもとで計画を組んでやっているということで、了解いたしました。

次、4点目の瀬戸瀬温泉の泉源については、町長おっしゃいましたように国からの所有地債平米ということで納得いたしました。

今後、瀬戸瀬温泉につきまして、いろいろな社会情勢、環境等変わりましたら、変わった時点において支援なり再開発をしていく考えがあるかどうかをお伺いして、最後の質問といたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、土地も全部國のものであります、また営業されている方も民間であります。ちょっとそちらの方から何かあればまた、それは常にいろいろあるかもしれませんけれども、ちょっとこの場では民間の経営されている方のことどうなんだと、町がどうするんだと言われても、ちょっと私どもでは御答弁できないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 最後の質問といったのですけれども、もう一度質問して構いませんでしょうか。

町長が民間というお話で今お伺いしたのですけれども、遠軽町の歴史をひも解いていただければ、私の調べたところによると昭和30年に旧遠軽町が出資し、株主となって設立したと伺っておりますが、その辺について町長はどのように御理解しているのかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 町営の遠軽町史によりますと、昭和29年にボーリング、温泉が湯出しております。そして、昭和31年には株式会社瀬戸瀬温泉が設立され、町は株式200万円を出資、引き受けし開発事務所などの現存施設を現物として出資しております。町として運営に携わっていたのは、昭和29年から会社が設立されるまでの昭和31年までの間であると考えられます。その後、昭和39年には議会特別委員会において、町が所有する株式売却の方向性が報告されておりますので、それ以降については完全な民営化となって現在に至っているものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ということは、当初200万円で出資をしたということで、町はその後出資金を取り戻したという考え方でよろしいですか。もう経営にタッチしないという考え方ですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） わかりました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、3番佐藤議員の質問を終わります。

1時10分まで暫時休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 午前中、3番佐藤登議員から御質問のありました件につきまして、ここで御回答申し上げたいと思います。

御質問内容は、第2次遠軽町総合計画の前期実行計画想定事業（ハード）の実績値についての御質問がありました。三つの事業の平成27年から30年度の4年間の実績値ということでお答え申し上げたいと思います。

まず1点目、道路新設改良事業、こちらにつきましては7億7,748万9,000円でございます。二つ目、町営住宅建設事業でございます。こちらにつきましては22億8,473万円でございます。最後三つ目、ごみ焼却施設建設事業、こちらにつきましては38億1,029万9,000円でございます。数字につきましては速報値ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 一般質問を行います。

通告7番、竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 一登壇—

通告書に従い、私からは町内国有林内に埋設された除草剤について質問をいたします。

先日、町内国有林内に、ある除草剤が埋められているという新聞報道がありました。この除草剤（枯れ葉剤・245T剤）とは1960年代後半から全国の国有林で、主に針葉樹の生長を阻む下草を枯らす目的として使用され、道内においても広く散布されていたものであります。昭和46年4月にこの除草剤には猛毒のダイオキシンが含まれていることが判明し、また、海外での人体への有害性などの報告を受けて使用中止となり、当年11月には林野庁から大量の土と混ぜてセメントで固めて埋めることとの通達を受けた全国の営林署は、国有林地内の54カ所に残量の除草剤を地中に埋めていたとのことあります。

その中に、町内国有林のどこかにも大量の枯れ葉剤・粒剤90キロも埋設されているという記事を目にして、大きな衝撃を受けたところであります。

本町は自然を守る「森林と水流、つくる・つながる・にぎわいのまち」づくりを目指して、第2次遠軽町総合計画に取り組んでいるさなかであります。また、近日中には高規格道路の開通と森林をメインに掲げた道の駅のオープンも目前に控えております。

以上のことを踏まえて、町としては早急に町民や来訪者のこれらの不安を払拭し、また、本件が本町のイメージダウンにつながることのないよう最善を尽くすべきと考え、次の3点について町長の見解を伺います。

1点目、町内に埋設するに至った経緯、時期、場所について把握されているのかお伺いいたします。

2点目、埋設現場周辺の安全等の確認及び関係省庁から安全についての定期的な報告等は受けているのかということであります。

3点目、今後、町としてどのような対応を考えられるのか伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇—

竹中議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の町内に埋設するに至った経緯、時期、場所について把握されているのか

についてであります。国有林を管理する網走西部森林管理署に確認したところ、国有林の拡大増林事業をする際、伐採した後に植林を人の手で行っていた時期に使用していた除草剤の中に245T剤が含まれており、毒性があることが確認されたため使用が禁止され、昭和47年に林野庁の通達に基づき、それぞれの営林署で保管されていた除草剤について埋設がなされたとのことであります。

また、埋設場所につきましては、社名渕から丸瀬布に通じる金白林道内で森林を有刺鉄線で囲い、数箇所に立ち入り禁止区域の看板を設置しているとのことであります。

2点目の埋設現場周辺の安全等の確認及び関係省庁から安全についての定期的な報告は受けているかについてであります。当初の段階で町に対して報告があったかどうかは不明であります。網走西部森林管理署が林野庁の点検要領に沿って融雪時期や降雪前の定期点検時のほか、異常気象時などに随時報告を受けることとしております。

3点目の今後、町としてどのような対応を考えられるのかについてであります。今後も随時状況報告を受けるとともに、適切な管理を要請するものであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 大体の経緯はお知らせいただきましたのでわかりました。町長、私調べたのは白金林道というのではなかったのかなと思うのですけれども、違いますか、場所。金白なのですか。わかりました。

それで、これもう半世紀もたっているわけでありまして、役場に資料が残っているかどうかというのはちょっと不透明なのですけれども、当時埋設時における林野庁の指示では、粒剤の約10倍の土に混ぜてコンクリートで固めて埋めるというような指示があったと、私、後から調べましたらそういう指示があったということで認識しておりますが、これって確認されるものって何か資料として記録が残っているものですか、役場のほうに。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 金白林道内ということで、これにつきましては西部森林管理署のほうで確認をしております。当初、白金ということで報告していたのですけれども、森林管理署のほうで間違いがわかりましたので金白林道内ということでございます。

また、処理の方法につきましては、先ほど議員がお話されたとおり10倍の量の土と混和してセメントを練り合わせて、ビニールを引いて埋設したということで伺っております。その当時の資料につきましては、その通達に基づいて森林管理署が行っているということでございますが、森林管理署、町ともにその当時の資料が残っておりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それでは町のほうも当然管理するほうも、その資料は現在も残っているということで、そういう認識で次の質問をしたいと思いますけれども……。

○議長（前田篤秀君） 残っていない。

○6番（竹中裕志君） 残っていない、残っていない。ああ、そうか、残っていない。では、そういう認識で再質問します。

残っていないということで、大変ちょっと不安な部分があるのですけれども、実は私が目にした夕張の案件なのですけれども、これは本町の約7倍の600キロ、遠軽町と同じように昭和47年12月に埋められまして、その12年後の昭和59年に再調査のため掘り起こして盛土の状況でさらに強固に固め、埋めなおしたとのことであります。また、広尾町の場合は乳剤ですけれども、乳剤を20リットルの缶に入れて埋めたと、これがまた林野庁の長官の通達に反したずさんな処理の仕方であったということが判明しまして、再度掘り直してそれは撤去されたということがある文献に載っておりました。

本町においては、埋めてからそれ以降の再調査というようなことはされたことはありますか。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） ございません。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それでは、再調査をされていないということは、今も漏れている心配はないという認識でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 先ほど町長の答弁でもお答えしておりますが、森林管理署におきまして定期的に監視をしております。その中で異常がないということでございますので、適切に管理しているものと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それでは、森林管理署のほうでそういう報告を受けていますので、町もそのとおりで安全だというような捉え方をされていると思うのですけれども、この現場というのは、最近いつごろ町のほうでは見に行かれていますか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先週の金曜日に現地のほう実際に行かせていただきました。一応、現状は確認させていただいております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） では、現状を確認されていたのであれば、どのような状況に現場がなっていたのか簡単に説明していただけますか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 現場はかなりの山奥で30キロほど山奥に入って、いろいろな林道が入り組んでいるところがありました。実際行ってみると30メートルの50メートル四方の部分にところどころに立て看板がしてありますと、ここにそういったも

が埋まっていますということを周知している看板が3カ所ございました。有刺鉄線のほうでぐるりと周りを囲んでありますて、冬場ですので今は枯れ葉とかで見える状態ではあったのですぐにわかったのですが、夏場ですと多分うっそうとした森林の中に囲まれますので、実際そこにたどり着けたとしても現場はなかなかはっきりとはわからないかなという感じはいたしました。現状では、実際植生自体も周りと完全に同化しておりますて、そこがそうだと言われればそのように見えるかもしれませんけれども、見た感じは自然のそういった周りの木と全く変わらず場所が存在しておりました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 実は、私、手元にちょっと写真がありましたので見ていました。これ多分、最初の危険物を囲うときには有刺鉄線で周りを囲んで看板を立てるというような形の指示だったと思うのですけれども、私の手元にある写真はどうも有刺鉄線ではないのです、一部。これ現状確認しているから課長のほうがおわかりだと思うのですけれども、これ普通の工事現場で使うトラロープというやつですけれども、そういう形でもしそうであれば、現状と今報告受けたことが異なっているのであればちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） この有刺鉄線というのは一番上の状態、何本かありましたけれども4本ありました。一番上の部分は有刺鉄線のほうで周囲が囲まれております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 私が心配しているのは、管理しているのはもちろん網走森林管理署だと思うのですけれども、遠軽町の町内にあるということ、同じ国営地であっても町内にある物件ですので、安全管理をお一層やっぱり徹底してもらいたいということを心配しているわけでありまして、これもあくまでも新聞報道ばかりで申しわけないですけれども、夕張では埋めなおした後の35年間の間に何度か自治体からの要請を受けて、その現場を確認しながら安全管理をしているというような努力をされているみたいですけれども、遠軽町はそういう努力というのはされているのですか。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 先ほど町長の答弁がありましたけれども、国が管理をしているものでありますて、国として定期的に確認をしており、また、大雨、地震等があった際にも随時確認をして町のほうに報告されておりますので、適切に管理されているものと考えております。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 国が管理するのは当然だと思うのですけれども、たまたま夕張は35年の間に自治体の要請を受けて周辺などの水質調査をたびたび実施しているとか、例えば、本件は九州が一番多いのですけれども、鹿児島の屋久島町においてはもちろん国有

林ですけれども、町が年2回定期的に点検する、また、災害発生後のときには臨時点検などで対応しているということですので、本町もできればそういう形で対応はできないものかお聞きしたいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 国のほうで適切に管理しているということで伺っております。また、管理をしているということでございます。異常があったときには町のほうにも連絡が来ることになっておりますので、必要なときには町のほうも確認をする必要があるのだろうというふうには思います。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 私が言いたいのは、そういう消極的な姿勢ではなくて、林野庁で今、年2回だとか災害があった後だとかに点検しているのであれば、町の職員も実際同伴して安全を確認していくという姿勢が僕は必要だと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 国有林でありますから、これは国にしっかり管理をしてもらわなければいけない。そしてなおかつ、それを実施したのも国でありますから、これは100%国がやらなければだめです。

ただ、議員のおっしゃることも遠軽町に埋まっているのだからということで、これも理解できます。そういう意味で、森林管理署のほうにはどういった形でいいのかがわかりませんけれども、さらに住民が安心できるような申し入れはしたいというふうに思っています。ただ、いろいろなやり方はあると思うのです。まず、議員もさっきみずからおっしゃっていましたけれども、量が全然違います、夕張とか九州とでは、遠軽町全く違います。だから、そこら辺は国もどういうような処理を、量によっても違うかもしれませんし、そこら辺私どもそういうところまでもまだ了解しておりませんので、そういう意味で職員がついていかなければいけないかどうかはまた別にして、国を信用していないわけでもありませんから、うちも。そういう意味で、森林管理署にも申し入れたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それを聞いてちょっと安心しました。

冒頭、通告書の中でもお話しましたけれども、今、遠軽町は自然を守り森林と水流を掲

げてまちづくりを進めているわけでありまして、こんな問題が出たことは一町民として非常に残念な思いであります。

先ほども申しましたけれども、全国各地でいろいろな想定外の災害が起きていますし、遠軽町も同じようなことがいつ起きるかわかりませので、半世紀も前に埋めたものだからもう大丈夫だろとかというような安易な考え方はできないと思うわけでありますし、このようなことも今後十分に踏まえて、町は町民の安心・安全の理解を得るために、今後も適切な保守点検を継続的に続けていただきたいと思いますが、最後に町長のお考えをもう一度お聞かせいただいて質問を終わります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど申したとおりでございますが、一つ申し忘れておりました。担当のほうでは既に写真等を求めるようにも森林管理署とも話しているそうでございます。これ繰り返しになりますけれども、職員が現地に行けばいいというだけではなくて、やはりこれ国の実施機関ですから、そこは見ていただきオーケーであればそういうことでも私はいいのかなというふうにも思っております。

ただ、全く安易に考えているわけではありません。

それともう一つ心配されますのは、これも質問という形で出てしまいましたけれども、やはり風評被害という面を実は非常に懸念しております。そこら辺はもうどうしようもない話かもしれませんけれども、森林管理署のほうもしっかりと管理するということも言っておりますし、現状も周りで何も枯れているものもないということですので、ぜひ風評被害が起きないようにどういう扱いをしていくべきか、これはもう皆さんとも考えなければいけない問題かなというふうに認識をしております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、竹中議員の質問を終わります。

通告8番、秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 一登壇—

通告書に従いまして、私のほうからは不妊治療の負担を減らすための交通費助成についてと題して質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、現在の日本では晩婚化、晩産化が進む背景もあり、3組に1組の夫婦が不妊に悩み、5.5組に1組の夫婦が不妊治療を受けています。遠軽町も例外ではなく、不妊治療を受けている夫婦が年々増加しています。

不妊治療には、タイミング治療、人工授精、体外受精などのさまざまな段階があり、その中でも高度な治療を必要とする体外受精については、町内での治療が難しく、北見や旭川、また札幌等の都市部で治療を受けている方々がほとんどです。

遠軽町で生み育てたいと願っている不妊に悩む夫婦の治療費や交通費等の経済的な負担を減らすために、現在町で行っている町外への出産に係る交通費の助成とあわせて、不妊治療に係る交通費の助成を行う考えはないか、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） －登壇－

秋元議員の質問にお答えをしてまいりたいと思います。

不妊治療に係る交通費の助成を行う考えはないかとの御質問ですが、現在不妊治療に対する助成制度は、北海道が実施する特定不妊治療費助成制度がありますので、遠軽町としては不妊治療そのものに対する独自の助成は行っておりません。しかし、特定不妊治療は遠軽町内で実施されておらず、北見市、旭川市、札幌市など町外の医療機関で受診しなければならないことから、遠軽町としましては、交通費の助成などその経済的負担の軽減の必要性については、予算全体の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 直球な質問でございますので、町長の答弁聞いて再質問するか悩みましたけれども、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

今、経済的な軽減の必要性という言葉を町長使って、予算全体の中で考えていくということで御答弁されました。今後の検討ということでしょうと思うのですけれども、経済的な軽減の必要性については私は必要だと考えています。

なぜかと言いますと、ちょっと具体的な話になるのですけれども、今回、私の質問は交通費の助成についてですけれども、先ほど町長にも触れてもらいましたが、都市部の治療、これ大体1回30万円から50万円程度、場所によって違いますけれども、かかるところでございます。ただ、北海道で行っている特定不妊治療費助成制度を利用することで、大体1回10万円程度、上限6回までできるところでございます。ただ、それにしましても1回の治療で10万円、これ女性の体の問題ですので、そんな頻繁には受けられないもので3カ月に1回程度受けられるのですけれども、これ20歳代、30歳代の夫婦の経済状況から言いますと大変苦しいところでございます。

かく言う私も、実は26歳から29歳までの3年間、妻と二人三脚でこの不妊治療を受けた身でございます。子どもができない3年間の精神的な負担、それは妻ともども筆舌に尽くしがたいものがございました。今は二人の子どもに恵まれているのですけれども、遠軽町で今不妊に悩んでいる方々がふえている実態を見ますと、このつらさというのはやはり知れないものがあると考えているところでございます。

先ほどの答弁を踏まえまして、单刀直入に聞かせていただきたいと思いますけれども、答弁の中で予算全体の中で考えていくとお答えいただいたところですけれども、やるやらないは町の財政状況とちょうど査定の時期でもございますので、全体のバランスもあろうかと思うので明言できない部分は承知しているのですけれども、新年度予算の中で検討するテーブルには上げていただいていると先ほどの答弁を捉えてよろしいでしょうか。もしそうであれば、これ以上質問はいたしません。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 経済的負担というのは議員が質問されたとおり、まず交通費の助成ということで質問されておりますから、そういうことでよろしいですか。何か経済的負担だけを捉えていないということでいいですね。交通費のことでいいですよね。

そういう中で、先ほど予算全体の中で考えておりますというのは、これから新年度予算が始まります。そういう中でテーブルに乗るか乗らないかという話ですけれども、そういう中で検討していきたいという意味に受け取られて結構かというふうに思います。

ただ1点ですけれども、秋元議員の御経験も十分伺いました。私もごく親しい人間にもおりました。過去にもこういう問題もありました、昔からありますから。ただ、どんな問題であっても、やはりこれ先ほど阿部議員の質問もそうかもしれません。骨髄のあります。たくさんあります、いっぱい。それをどこまでやっぱり、では、これはAはよくてBはだめでCはよくてDはいいとか、やっぱりAやったから、ではBもCもという話にもなりますから、これにはやはり財源もありますから、これはやっぱり全体の中で考えさせていただくしかないということも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、秋元議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

お諮りします。

12月12日は委員会等審査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日は休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

午後 1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　　高橋秀義
署名議員　高橋義詔
署名議員　黒坂貞行